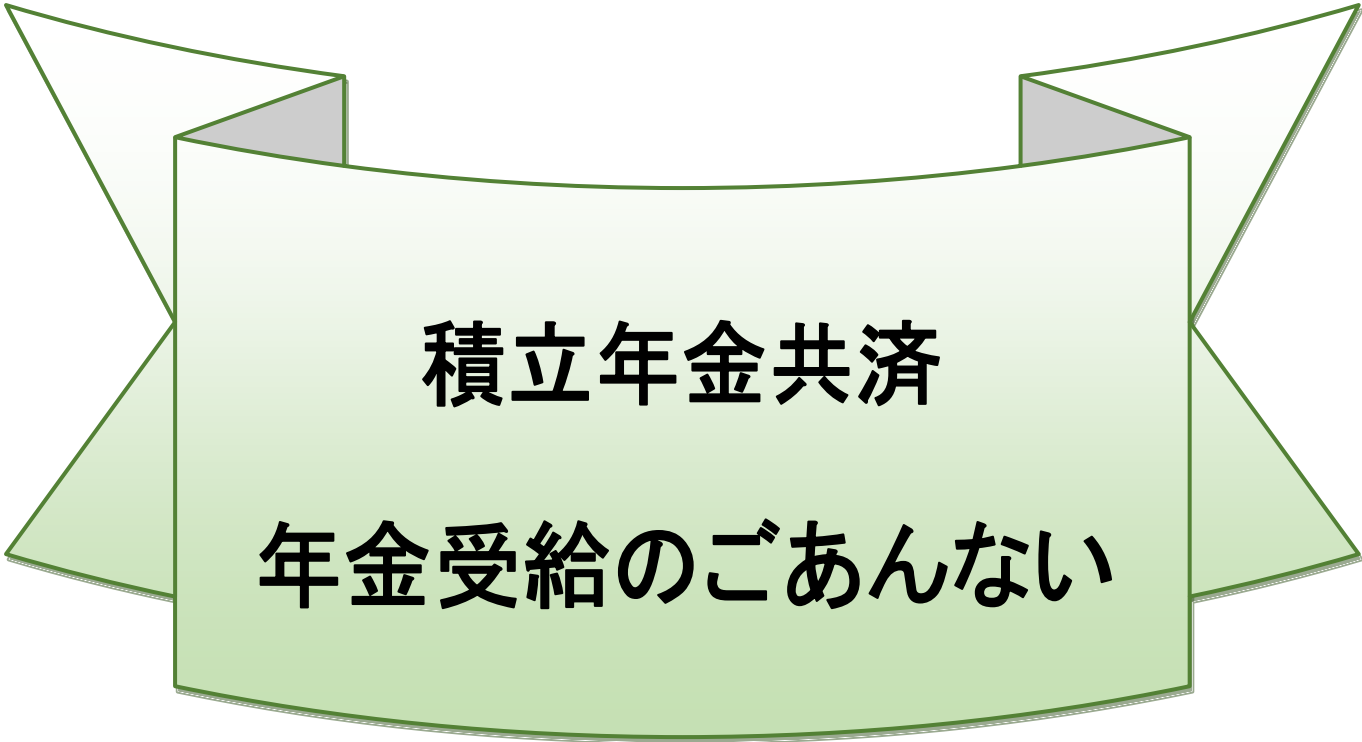


JAM積立年金共済 払込満了者様



積立年金共済
年金受給のごあんない



JAM共済 自家共済運営委員会

【2023年2月改定】

積立年金共済の 積立金を年金として 受け取るために

1. 年金を選択する前に

- (1) 一般型と個年型の両方に加入している方が、65歳未満で何れか一方を脱退・年金選択（据置した場合も含む）した場合、もう一方も積立年金共済を継続することが出来ません。年金または一時金で給付を受けるか、据置を選択して下さい。
- (2) 積立年金共済は、退職時に年金にかえて一時金で受け取ることもできます。
- (3) 「一般型」「個年型」とも満65歳までに年金か一時金を選択して下さい。
- (4) 最短での年金支払い開始を希望する方は、掛金払込満了時の60日前までに必要書類を提出して下さい。
- (5) 一時金で受け取る場合の必要書類は、「積立年金共済給付金請求書」（P12①参照）です。但し、積立金が（含運用収益）100万円を超える場合（100万1円から）は、個人番号（マイナンバー）申告書」（P12②参照）を添付して下さい。
- (6) 年金選択時の必要書類は、「積立年金共済給付金請求書」（P12①参照）です。但し、年額20万円を超える年金設定をする場合は、「個人番号（マイナンバー）申告書」（P12②参照）を添付して下さい。
- (7) 2023年4月よりJAM積立年金共済の規約が一部改定されました。
 1. 10年保証期間付終身年金が、60歳以降も選択可能になりました。
一般型は満50歳退職時から、個年型は満60歳から受給開始をすることができます。
※ 終身年金の個別の試算表が必要な際は、幹事生保が作成するので専用の試算依頼書をご提出ください。
 2. 「満65歳まで」の年金受取開始年齢の制限が撤廃され、65歳年齢満了後も据置が可能になります。一般型・個年型、両コースとも最長10年間据置ができます。

2. お手続きに必要な書類

(1) 一時金で受け取る場合

① 「積立年金共済給付金請求書」 (P12①参照)

P12①の用紙は受取人の捺印は必要有りませんが(水色の旧用紙は必要です。)、記入内容を訂正する場合は、必ず訂正印を押印下さい。

② 「個人番号(マイナンバー) 申告書」 (P12②参照) (積立金が100万円超の場合)

「個人番号(マイナンバー) 申告書」を添付される場合、裏面にカードのコピーを添付して下さい。また、「個人番号(マイナンバー) 申告書」のみを専用封筒に入れて提出して下さい。

(注1) 「一般型」と「個年型」両方に加入されている場合、「積立年金共済給付金請求書」(P12①参照)は「一般型」と「個年型」それぞれの請求書の提出をお願いします。ただし、「個人番号(マイナンバー) 申告書」(P12②参照)は1枚でお取扱いが可能です。

(注2) 「個人番号(マイナンバー) 申告書」(P12②参照)に添付する「通知カード」は2020年5月25日より廃止され「通知書」に変更しております。「通知カード」は、住所や氏名などに変更がない場合のみ添付可能です。「通知書」は添付使用できません。詳細は記入例でご確認ください。

(2) 年金で受け取る場合

① 「積立年金共済給付金請求書」 (P12①参照)

記入内容を訂正する場合は、必ず訂正印を押印下さい。

② 「個人番号(マイナンバー) 申告書」 (P12②参照) (年額20万円を超える場合)

「個人番号(マイナンバー) 申告書」を添付される場合、裏面にカードのコピーを添付して下さい。また、「個人番号(マイナンバー) 申告書」のみを専用封筒に入れて提出して下さい。

(注1) 「一般型」と「個年型」両方に加入されている場合、「積立年金共済給付金請求書」(P12①参照)は「一般型」と「個年型」それぞれの請求書の提出をお願いします。ただし、「個人番号(マイナンバー) 申告書」(P12②参照)は1枚でお取扱いが可能です。

3. 受取時の税金について

一時金・年金ともに課税対象額については、確定申告をしていただく必要があります。

(1) 一時金で受け取った場合

一時所得として課税の対象となります。

課税対象額＝（受け取り一時金 － ※既払込保険料 － 50万円）× 1/2

（所得税法第34条、同法施行令第183条）

※既払込保険料（お支払金額に対する保険料）とは、掛金から組織内活動費を控除した額です。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。（復興財源確保法第9条）

（上記計算式は、他に一時所得の対象となる収入がない場合のものです。）

注1）上記の課税対象額は、一時金送金時に送付される「給付金お支払明細書」（P12④参照）に記載の金額で計算できます。

注2）**確定申告**には、「給付金お支払明細書」（P12④参照）をご利用下さい。

(2) 年金で受け取った場合

雑所得として課税の対象となります。

※一定の要件を満たした場合、確定申告が不要場合があります。（所得税法第121条の3）
確定申告の可否につきましては最寄り税務署等にお問い合わせ願います。

課税対象額＝その年の年金年額－（基本年金年額×（※既払込保険料÷年金支払総額見込額））
→その年の年金額の中で、既払込保険料を差し引いた利息相当分が課税対象額となります。

（所得税法第35条、施行令第183条）

（所得税法第207条、第208条、第209条、同法施行令第326条、復興財源確保法第9条・第28条）

※既払込保険料とは、掛金から組織内活動費を控除した額です。

注1）上記の課税対象額は、毎年1月下旬に送付される「年金支払証明書」（P12⑩参照）に記載されています。

注2）確定申告には、「年金支払証明書」（P12⑩参照）をご利用下さい。

雑所得金額が年間25万円を超える場合には、雑所得金額の10.21%が源泉徴収されます。（年金受取初年度に源泉徴収されない場合でも、受取る年金が逓増型の場合や、配当が加算された場合、支払途中の年度から源泉徴収が行われる場合があります。）

～ここから先(P 4～P 12)は年金を選択される方のみご覧下さい～

4. 年金受給の取扱い

「一般型（生命保険料控除適用）」「個年型（個人年金保険料適用）」それぞれ加入しているコースによって、年金給付の取扱いに違いがありますのでご注意ください。

一 般 型 (一般生命保険料控除適用)	個 年 型 (個人年金保険料控除適用)
<p>【年金選択の条件】</p> <p>●年金を選択する場合、<u>満50歳以上で掛金払込期間が2年以上必要です。</u> 年金の受け取り開始は次ページ記載の据置きを利用することにより先延ばしすることができます。 また、500万円以上の積立金がある場合に限り、500万円を超える部分についてのみ、全額もしくは一部を一時金として受け取ることができます。</p> <p>【年金受給の最低原資】</p> <p>●初年度年金月額が<u>1万円未満の場合、年金選択はできません。</u>5年倍額型については、初年度年金月額が<u>2万円未満</u>の場合、年金選択はできません。</p>	<p>●<u>満60歳以上で払込期間が10年以上の場合についてのみ、年金での受け取りを選択することができます。</u> 満50歳以上60歳未満で払込期間が10年以上あり、退職等の理由で払込を完了する場合は次ページ記載の据置きを利用することにより年金を選択することができます。</p> <p>●上記要件に満たない場合は、一時金での受け取りを選択して下さい。</p> <p>●初年度年金月額が<u>1万円未満の場合でも年金選択できます。</u></p>

初年度年金月額1万円（5年倍額型の場合は初年度年金月額2万円）の年金を受け取るために必要な年金原資は次の通りです。

コース	型	必要年金原資	【目安】年額20万円超となる年金原資 (個人番号申告書が必要)
10年確定年金	(定額型)	約115万円	約191万円
	(5%単利逓増型)	約140万円	約232万円
	(5年倍額型)	約173万円	約145万円
15年確定年金	(定額型)	約166万円	約277万円
	(5%単利逓増型)	約223万円	約371万円
	(5年倍額型)	約225万円	約188万円
20年確定年金	(定額型)	約215万円	約358万円
	(5%単利逓増)	約313万円	約521万円
	(5年倍額型)	約274万円	約228万円
10年保証終身年金	(5%単利逓増型) 60歳男性	約321万円	約534万円
	(5%単利逓増型) 60歳女性	約373万円	約622万円

*この必要年金原資は、予定利率1.25%で試算しております。予定利率が変更になった場合、記載の必要年金原資も変動します。

*記載の金額未満でも個人番号申告書が提出となる場合があります。目安としてご参照下さい。

【年金の据置き】

- 年金の据置期間は、一般型・個年型ともに最長10年間です。ただし、満50歳以上で掛金払込期間が一般型は2年以上、個年型は10年以上の方のみの取扱いとなります。なお、申し出により据置期間の変更ができます。支払希望月の2ヶ月前までに「明治安田生命保険相互会社」に連絡し、必要書類を提出して下さい。

注意：据置期間中の掛金の払込み、一部の払出しは出来ません。

【年金の種類と型】

- 年金は次の10種類の中から1つ選択していただきます。
(「一般型」と「個年型」で違う年金種類を選択することも可能です)

10年確定年金

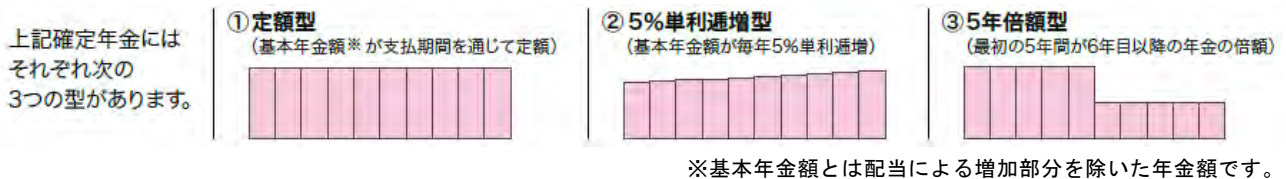
10年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。

15年確定年金

15年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。

20年確定年金

20年間定められた年金を本人の生死に関係なく支払います。



10年保証期間付終身年金

<60歳時受取開始以外でも、選択が可能になりました>

本人の生存期間中終身にわたって年金を支払います。ただし、10年以内に本人が死亡した場合は、10年までの残余期間について遺族に支払います。保証期間経過後は生存確認のため、年1回所定の書類のご提出が必要となります。終身年金は5%単利通増型(基本年金額が最初の10年間毎年5%単利通増)のみとなります。

年金受給権取得者の受取開始年齢は、一般型50歳・退職後、個年型は60歳以降となります。(2023年4月より変更)

(注1) 基本年金額とは、配当による増額部分を除いた年金額のことです。

(注2) 10年保証期間付終身年金は、年金受取開始後保証期間内に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する未払い年金現価をお支払いします。この場合でも、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときに限り再び所定の年金が支払われます。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間の年金をお支払いするか、年金に変えて残りの保証期間に対応する未払い年金現価をお支払いします。例えば年金原資500万円の場合、保証期間内に受け取れる年金累計額は約229万円(男性)と年金原資を大幅に下回りますのでご注意ください。

5. 年金受け取り額例表

実際の年金原資との比較の場合には、下表年金原資（500万円）との比例に応じて年金額を計算してください。（例）年金原資300万円の場合⇒下表年金額を3/5倍してください。

■年金原資500万円の場合（確定年金）

【10年確定年金】

定額型		
年数	年金年額	受取累計
1	526,160	526,160
2	526,160	1,052,320
3	526,160	1,578,480
4	526,160	2,104,640
5	526,160	2,630,800
6	526,160	3,156,960
7	526,160	3,683,120
8	526,160	4,209,280
9	526,160	4,735,440
10	526,160	5,261,600

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	431,320	431,320
2	452,890	884,210
3	474,460	1,358,670
4	496,020	1,854,690
5	517,590	2,372,280
6	539,160	2,911,440
7	560,720	3,472,160
8	582,290	4,054,450
9	603,850	4,658,300
10	625,420	5,283,720

5年倍増型		
年数	年金年額	受取累計
1	694,360	694,360
2	694,360	1,388,720
3	694,360	2,083,080
4	694,360	2,777,440
5	694,360	3,471,800
6	347,180	3,818,980
7	347,180	4,166,160
8	347,180	4,513,340
9	347,180	4,860,520
10	347,180	5,207,700

【15年確定年金】

定額型		
年数	年金年額	受取累計
1	361,540	361,540
2	361,540	723,080
3	361,540	1,084,620
4	361,540	1,446,160
5	361,540	1,807,700
6	361,540	2,169,240
7	361,540	2,530,780
8	361,540	2,892,320
9	361,540	3,253,860
10	361,540	3,615,400
15	361,540	5,423,100

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	270,130	270,130
2	283,630	553,760
3	297,140	850,900
4	310,650	1,161,550
5	324,150	1,485,700
6	337,660	1,823,360
7	351,170	2,174,530
8	364,670	2,539,200
9	378,180	2,917,380
10	391,690	3,309,070
15	459,220	5,470,100

5年倍増型		
年数	年金年額	受取累計
1	533,950	533,950
2	533,950	1,067,900
3	533,950	1,601,850
4	533,950	2,135,800
5	533,950	2,669,750
6	266,970	2,936,720
7	266,970	3,203,690
8	266,970	3,470,660
9	266,970	3,737,630
10	266,970	4,004,600
15	266,970	5,339,450

【20年確定年金】

定額型		
年数	年金年額	受取累計
1	279,390	279,390
2	279,390	558,780
3	279,390	838,170
4	279,390	1,117,560
5	279,390	1,396,950
6	279,390	1,676,340
7	279,390	1,955,730
8	279,390	2,235,120
9	279,390	2,514,510
10	279,390	2,793,900
15	279,390	4,190,850
20	279,390	5,587,800

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	192,100	192,100
2	201,710	393,810
3	211,310	605,120
4	220,920	826,040
5	230,530	1,056,570
6	240,130	1,296,700
7	249,740	1,546,440
8	259,340	1,805,780
9	268,950	2,074,730
10	278,550	2,353,280
15	326,580	3,890,120
20	374,610	5,667,100

5年倍増型		
年数	年金年額	受取累計
1	438,700	438,700
2	438,700	877,400
3	438,700	1,316,100
4	438,700	1,754,800
5	438,700	2,193,500
6	219,350	2,412,850
7	219,350	2,632,200
8	219,350	2,851,550
9	219,350	3,070,900
10	219,350	3,290,250
15	219,350	4,387,000
20	219,350	5,483,750

■年金原資500万円の場合（終身年金）

【10年保証終身年金（60歳男性）】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	187,380	187,380
2	196,740	384,120
3	206,110	590,230
4	215,480	805,710
5	224,850	1,030,560
6	234,220	1,264,780
7	243,590	1,508,370
8	252,960	1,761,330
9	262,330	2,023,660
10	271,700	2,295,360
15	271,700	3,653,860
20	271,700	5,012,360
25	271,700	6,370,860
↓	↓	↓

【10年保証終身年金（60歳女性）】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	160,870	160,870
2	168,910	329,780
3	176,950	506,730
4	185,000	691,730
5	193,040	884,770
6	201,090	1,085,860
7	209,130	1,294,990
8	217,170	1,512,160
9	225,220	1,737,380
10	233,260	1,970,640
15	233,260	3,136,940
20	233,260	4,303,240
25	233,260	5,469,540
↓	↓	↓

【10年保証終身年金（63歳男性）】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	207,850	207,850
2	218,240	426,090
3	228,630	654,720
4	239,020	893,740
5	249,420	1,143,160
6	259,810	1,402,970
7	270,200	1,673,170
8	280,600	1,953,770
9	290,990	2,244,760
10	301,380	2,546,140
15	301,380	4,053,040
20	301,380	5,559,940
25	301,380	7,066,840
↓	↓	↓

【10年保証終身年金（63歳女性）】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	177,140	177,140
2	186,000	363,140
3	194,850	557,990
4	203,710	761,700
5	212,570	974,270
6	221,430	1,195,700
7	230,280	1,425,980
8	239,140	1,665,120
9	248,000	1,913,120
10	256,850	2,169,970
15	256,850	3,454,220
20	256,850	4,738,470
25	256,850	6,022,720
↓	↓	↓

【10年保証終身年金（65歳男性）】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	223,780	223,780
2	234,970	458,750
3	246,160	704,910
4	257,350	962,260
5	268,540	1,230,800
6	279,730	1,510,530
7	290,920	1,801,450
8	302,110	2,103,560
9	313,300	2,416,860
10	324,490	2,741,350
15	324,490	4,363,800
20	324,490	5,986,250
25	324,490	7,608,700
↓	↓	↓

【10年保証終身年金（65歳女性）】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	190,040	190,040
2	199,540	389,580
3	209,040	598,620
4	218,550	817,170
5	228,050	1,045,220
6	237,550	1,282,770
7	247,050	1,529,820
8	256,550	1,786,370
9	266,060	2,052,430
10	275,560	2,327,990
15	275,560	3,705,790
20	275,560	5,083,590
25	275,560	6,461,390
↓	↓	↓

■年金原資1,000万円の場合(確定年金)

【10年確定年金】

定額型		
年数	年金年額	受取累計
1	1,052,320	1,052,320
2	1,052,320	2,104,640
3	1,052,320	3,156,960
4	1,052,320	4,209,280
5	1,052,320	5,261,600
6	1,052,320	6,313,920
7	1,052,320	7,366,240
8	1,052,320	8,418,560
9	1,052,320	9,470,880
10	1,052,320	10,523,200

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	862,640	862,640
2	905,770	1,768,410
3	948,900	2,717,310
4	992,040	3,709,350
5	1,035,170	4,744,520
6	1,078,300	5,822,820
7	1,121,430	6,944,250
8	1,164,560	8,108,810
9	1,207,700	9,316,510
10	1,250,830	10,567,340

5年倍増型		
年数	年金年額	受取累計
1	1,388,720	1,388,720
2	1,388,720	2,777,440
3	1,388,720	4,166,160
4	1,388,720	5,554,880
5	1,388,720	6,943,600
6	694,360	7,637,960
7	694,360	8,332,320
8	694,360	9,026,680
9	694,360	9,721,040
10	694,360	10,415,400

【15年確定年金】

定額型		
年数	年金年額	受取累計
1	723,090	723,090
2	723,090	1,446,180
3	723,090	2,169,270
4	723,090	2,892,360
5	723,090	3,615,450
6	723,090	4,338,540
7	723,090	5,061,630
8	723,090	5,784,720
9	723,090	6,507,810
10	723,090	7,230,900
15	723,090	10,846,350

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	540,260	540,260
2	567,270	1,107,530
3	594,290	1,701,820
4	621,300	2,323,120
5	648,310	2,971,430
6	675,330	3,646,760
7	702,340	4,349,100
8	729,350	5,078,450
9	756,370	5,834,820
10	783,380	6,618,200
15	918,440	10,940,280

5年倍増型		
年数	年金年額	受取累計
1	1,067,900	1,067,900
2	1,067,900	2,135,800
3	1,067,900	3,203,700
4	1,067,900	4,271,600
5	1,067,900	5,339,500
6	533,950	5,873,450
7	533,950	6,407,400
8	533,950	6,941,350
9	533,950	7,475,300
10	533,950	8,009,250
15	533,950	10,679,000

【20年確定年金】

定額型		
年数	年金年額	受取累計
1	558,800	558,800
2	558,800	1,117,600
3	558,800	1,676,400
4	558,800	2,235,200
5	558,800	2,794,000
6	558,800	3,352,800
7	558,800	3,911,600
8	558,800	4,470,400
9	558,800	5,029,200
10	558,800	5,588,000
15	558,800	8,382,000
20	558,800	11,176,000

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	384,220	384,220
2	403,430	787,650
3	422,650	1,210,300
4	441,860	1,652,160
5	461,070	2,113,230
6	480,280	2,593,510
7	499,490	3,093,000
8	518,700	3,611,700
9	537,910	4,149,610
10	557,130	4,706,740
15	653,180	7,780,540
20	749,240	11,334,630

5年倍増型		
年数	年金年額	受取累計
1	877,410	877,410
2	877,410	1,754,820
3	877,410	2,632,230
4	877,410	3,509,640
5	877,410	4,387,050
6	438,700	4,825,750
7	438,700	5,264,450
8	438,700	5,703,150
9	438,700	6,141,850
10	438,700	6,580,550
15	438,700	8,774,050
20	438,700	10,967,550

■年金原資1,000万円の場合(終身年金)

【10年保証終身年金(60歳男性)】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	374,760	374,760
2	393,490	768,250
3	412,230	1,180,480
4	430,970	1,611,450
5	449,710	2,061,160
6	468,450	2,529,610
7	487,180	3,016,790
8	505,920	3,522,710
9	524,660	4,047,370
10	543,400	4,590,770
15	543,400	7,307,770
20	543,400	10,024,770
25	543,400	12,741,770
↓	↓	↓

【10年保証終身年金(60歳女性)】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	321,740	321,740
2	337,830	659,570
3	353,910	1,013,480
4	370,000	1,383,480
5	386,090	1,769,570
6	402,180	2,171,750
7	418,260	2,590,010
8	434,350	3,024,360
9	450,440	3,474,800
10	466,520	3,941,320
15	466,520	6,273,920
20	466,520	8,606,520
25	466,520	10,939,120
↓	↓	↓

【10年保証終身年金(63歳男性)】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	415,690	415,690
2	436,470	852,160
3	457,260	1,309,420
4	478,040	1,787,460
5	498,830	2,286,290
6	519,610	2,805,900
7	540,390	3,346,290
8	561,180	3,907,470
9	581,960	4,489,430
10	602,750	5,092,180
15	602,750	8,105,930
20	602,750	11,119,680
25	602,750	14,133,430
↓	↓	↓

【10年保証終身年金(63歳女性)】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	354,280	354,280
2	372,000	726,280
3	389,710	1,115,990
4	407,430	1,523,420
5	425,140	1,948,560
6	442,860	2,391,420
7	460,570	2,851,990
8	478,280	3,330,270
9	496,000	3,826,270
10	513,710	4,339,980
15	513,710	6,908,530
20	513,710	9,477,080
25	513,710	12,045,630
↓	↓	↓

【10年保証終身年金(65歳男性)】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	447,570	447,570
2	469,950	917,520
3	492,330	1,409,850
4	514,710	1,924,560
5	537,090	2,461,650
6	559,470	3,021,120
7	581,840	3,602,960
8	604,220	4,207,180
9	626,600	4,833,780
10	648,980	5,482,760
15	648,980	8,727,660
20	648,980	11,972,560
25	648,980	15,217,460
↓	↓	↓

【10年保証終身年金(65歳女性)】

5%単利逓増型		
年数	年金年額	受取累計
1	380,080	380,080
2	399,090	779,170
3	418,090	1,197,260
4	437,100	1,634,360
5	456,100	2,090,460
6	475,110	2,565,570
7	494,110	3,059,680
8	513,110	3,572,790
9	532,120	4,104,910
10	551,120	4,656,030
15	551,120	7,411,630
20	551,120	10,167,230
25	551,120	12,922,830
↓	↓	↓

※年金受け取り額例表 注意事項

- ・試算額は10円単位を切り捨てて表示しています。
- ・10年保証期間付終身年金の11年目以降の年金は、本人が生存している場合のみ支払われます。
- ・この給付額表は、予定利率1.25%で試算しております。
- ・実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- ・毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
- ・配当が生じた場合には、翌年度の年金に上乗せしてお支払いいたしますが、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- ・記載の給付金額には配当金を加算しておりません。

6. 退職時一時積み増しについて（年金原資の増額）

「一般型」のみ、脱退・年金選択時に退職金等の「退職時一時積み増し」により、年金原資を増額することが可能です。「給付金請求書（P12①参照）」と一緒に申込書をご提出ください。

(1) 「10年確定年金」「15年確定年金」「20年確定年金」を選択する場合は、年金選択時における積立金残高を限度に、10万円単位で3,000万円まで「一時積み増し」が可能です。（限度額は積立金の残高または3,000万円のどちらか少ない額、となりますのでご注意ください。）

(2) 10年保証終身年金を選択する場合は、積立金残高の金額にかかわらず、10万円単位で、3,000万円まで「退職時一時積み増し」が可能です。

(3) 「退職時一時積み増し」をする場合は、「一時積み増し・退職時一時積み増し申込書」（P12③参照）と「積立年金給付金請求書」（P12①参照）と「個人番号（マイナンバー）申告書（年額20万円を超える場合）」（P12②参照）を提出して下さい。

- ① 「一時積み増し・退職時一時積み増し申込書」（P12③参照）の5枚目「本人控」に記載されている内容にそって加入者名で送金して下さい。
- ② 振込予定日は、月払の掛金の払込最終月の月末までに終わるように、ご予定下さい。
- ③ 金融機関から送金する場合の振込手数料は、自己負担でお願いします。
- ④ 送金先は、「中央労働金庫 田町支店 普通 1982295 JAM共済自家共済運営委員会あて」です。先に申込書等の書類を提出してから、送金をして下さい。

7. 年金の受け取り開始と送金について

(1) 年金は、年4回に分けて加入者本人の預金口座に振り込みます。支払月は、積立終了から最短で2ヶ月後の2月、5月、8月、11月のそれぞれの15日です。

（年金支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日にお支払いします。）

- (2) 年金支払開始年日直前に「年金開始のお知らせ」(P12⑧参照)「年金証書」(P12⑨参照)「年金のしおり」(P12⑩参照)を「明治安田生命保険相互会社」より年金受給者の自宅あてに送付します。
- (3) 初回年金支払開始日に指定された金融機関に「明治安田生命保険相互会社」から年金を送金し、支払と同時に「年金支払のお知らせ(支払明細内容が記載)」(P12⑫参照)を年金受給者の自宅あてに送付します。
- (4) 以後、3ヶ月ごとの年金支払の際には、支払と同時に年金受給者あてに「年金支払のお知らせ」(P12⑬参照)を送付します。
- (5) ① 年金の受け取り開始年月を据置かれた方は、掛金の払い込み最終月の後に「据置年金のご通知」(P12⑮参照)を送付します。
- ② 据置期間中は、毎年9月30日決算後に、据置を開始したときの積立金額と決算後の積立金額が表示されている「据置年金積み立て内容のご通知」(P12⑯参照)を11月頃送付します。
- ③ 年金受取開始予定月の約3ヶ月前に「据置中の年金のお支払い開始について」(P12⑰参照)を送付しますので、年金の内容・送金先等をご確認下さい。
- ④ 以後は、前項(1)(2)(3)(4)と同様です。

年金選択をしたら大切に保管して下さい。

初年度年金開始月の上旬に『明治安田生命保険相互会社』より以下の書類が送付されますので、大切に保管して下さい。

- 1) 「年金開始のお知らせ」
(P12⑧参照)
- 2) 「年金証書」(P12⑨参照)
- 3) 「年金のしおり」(P12⑩参照)

例：初年度5月より年金を受給する場合は、5月10日頃までに左記の書類が、ご自宅へ送付されます。大切に保管して下さい。

- 4) 「年金支払のお知らせ」
(P12⑫参照)

例：5月より年金を受給する場合は、5月15日に明治安田生命保険相互会社より指定金融機関へ年金が送金されます。その案内として、左記のお知らせが年金送金と同時にご自宅へ送付されます。送金月毎に発行されます。


- 5) MYセカンドライフ応援ネットのご案内通知・チラシ・携帯カード一式(P12⑭参照)

8. お手続き関係帳票の一覧表と帳票見本

帳票番号 掲載ページ	帳票名	使用（送付）時期・用途
① P13	積立年金共済給付金請求書	一時金または年金請求手続きに使用（提出）して下さい。
② P14	個人番号（マイナンバー） 申告書	100万円を超える一時金をお受取りになる場合、または加入者が年額20万円を超える年金をお受取りになる場合①の請求書とともに提出して下さい。
③ P15	一時積み増し・ 退職時一時積み増し申込書	一般型を年金選択され、退職時一時積み増しを希望された場合①の請求書とともに提出して下さい。
④ P15	給付金お支払明細書	一時金選択された方あての送金通知です。 一時所得として確定申告する際にご使用下さい。
⑤ P16	据置年金のご通知	年金の受け取りを据置かれた方に、最終掛金の払い込み終了後、お手続き内容の確認のため送付されます。
⑥ P17	据置年金積み立て内容のご通知	年金の受け取りを据置かれた方に、積立金額のご案内のため毎年11月頃送付されます。 届出内容（住所・登録銀行口座・年金の種類など）に変更がある場合はこの中の「変更通知」でお手続き下さい。
⑦ P18	据置中の年金のお支払い開始について	年金の受け取りを据置かれた方に、年金開始予定月の約3ヶ月前に送付されますので、内容をご確認下さい。
⑧ P19	年金開始のお知らせ	年金開始直前に送付されます。年金の種類、年金額などの内容をご確認下さい。
⑨ P19	年金証書	年金開始直前に送付されます。大切に保管下さい。
⑩ P20	年金のしおり	年金開始直前に送付されます。年金開始後の届出内容（住所・登録銀行口座など）の変更手続き方法が記載されています。大切に保管下さい。
⑪ P20	生命保険料控除証明書	最終掛金払込後に送付されます。 生命保険料控除または個人年金保険料控除にご使用下さい。
⑫ P21	年金支払のお知らせ	年金支払時に金額と送金先のご案内のために送付されます。
⑬ P22	年金支払証明書	毎年1月下旬に前年の年金額と必要経費（年金に含まれる保険料額）の証明のために送付されます。 確定申告にご使用下さい。
⑭ P23	MYセカンドライフ応援 ネットのご案内	年金受給中の方のみの専用サービス。無料電話相談、セミナー・各種資料・保険商品のご案内など。 ⑩年金のしおりと一緒に送付される。

① 積立年金共済給付金請求書

※2023年10月以降、新用紙に変更



明治安田生命保険相互会社 編中

(個人番号申告にかかる委任状)

JAM 積立年金給付金請求書 <拠出型企業年金保険>

①明治安田生命提出用
DB 2020

上記のとおり誤りないしきついで、捺印が既契約成立書に基づく捺印を有し適切に記述し、訂正事項に該当しないことを証明します。

提出日	2 0	年	月	日	契約者(代理人) JAM 〒105-0014 東京都港区芝2-20-12						
① 加入者	性別	<input type="checkbox"/> 一般	3	2	-	9	-	-	4	-	住所
	<input type="checkbox"/> 留任	3	2	-	9	-	-	-	5	-	組合名(代表者名)
組合員番号	おつめてご記入ください										
生年月日(西暦)	年	月	日								
加入者名(姓)											
日付	11月あるまでご記入ください										
掛金払込開始月	年	月	日	掛金払込額	月払分	ボーナス払分	年	月	日	年	月

※倍率でハッキリとし、また住所は必ずご自宅をご記入ください。訂正される場合は、二重線の上で訂正印を押印ください。

② 受取人(委任者)	氏名	フリガナ							区分	<input type="checkbox"/> 加入者本人
	漢字							<input type="checkbox"/> 遺族	<input type="checkbox"/> その他	
住所	フリガナ							郵便番号		
	漢字	〒					都道府県	区	市	
	フリガナ	〒					電話番号	市外局番から左詰めでハイフンも含めてご記入ください		
本人以外の方が請求手続きを行なう場合のみ、ご記入ください	続柄	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日(西暦)	年	月	日			
親権者・後見人が請求手続きを行なう場合のみ、ご記入ください	親権者後見人氏名							後見監督人氏名		

◆(100万円を超える一時金等を受け取る場合、加入者が年額20万円を超える年金を受け取る場合)
受取人(委任者)は、契約者(代理人) (契約者から委託を受けた者がいる場合はその委任者)を代理人として定め、明治安田生命保険相互会社との保険契約に関する支払調停等手続物に利用するために、当該代理人を通じて、受取人(委任者)の個人番号(マイナンバー)を明治安田生命保険相互会社に申し渡いたします。
◆P7の(個人情報)の取扱い 1.個人番号を除く個人情報の取扱いに関する内容はP7の取扱いを参照してください。

※送金口座は確認のうえ、正確にご記入ください(記入に誤りがある場合、お支払いが遅れますのでご注意ください)。 ※口座番号は右詰めでご記入ください。

③ 送金先	銀行口座	<input type="checkbox"/>	金融機関コード			本店コード			預金種目	普通(総合)	<input type="checkbox"/> 口座番号		
	ゆうちょ口座	<input type="checkbox"/>	金融機関名			本店名			通帳記号	1	通帳番号		
	口座名義人	氏名(フリガナ)と住所(〒)を正確にご記入ください。漢字も1マスお使いください。											

※口座名義人は、上記受取人と同一になります。受取人が未成年の場合、親権者(後見人)が受け取る時は口座名義人に親権者(後見人)名をご記入願います。

④ 請求内容	払出(一般型のみ)	<input type="checkbox"/> 全部払出	[積立金]を全部払い出し、制度への加入は引き続き続きます。									
	<input type="checkbox"/> 一部払出	[積立金]から一部を払い出し、制度への加入は引き続き続きます。										
	脱退(一般型・個人型共通)	<input type="checkbox"/> 一時金受取	本制度を脱退し、積立金額全部を一時金で受け取ります。脱退日(西暦)									
		<input type="checkbox"/> 遺族一時金受取	加入者が死亡したため、遺族一時金の支払を請求します。加入者住所									
年金受取	<input type="checkbox"/> 全部	積立金を全額年金で受け取ります。										
	<input type="checkbox"/> 一部	積立金の一部を一時金で払い出し、残りを年金で受け取ります。一部払出し金額										

↓ 年金受取をご希望の方は年金受取方法もご記入ください

⑤ 年金受取方法	年金拠出	<input type="checkbox"/> しなし <input type="checkbox"/> する	一年と日を必ず指定してください	年金受取開始年月(西暦)	年	<input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 11月		
	年金種類	<input type="checkbox"/> 10年確定年金 <input type="checkbox"/> 15年確定年金 <input type="checkbox"/> 20年確定年金 <input type="checkbox"/> 10年保証期間付終身年金(満60歳支払開始) *						
	年金の型	<input type="checkbox"/> 定額型 <input type="checkbox"/> 5%増額型 <input type="checkbox"/> 5年倍額型	※終身年金選択の場合は5%増額型のみ選択可能					
	退職時一時積立	<input type="checkbox"/> しなし <input type="checkbox"/> する	積立金額(10万円単位)	0	万円	払込予定日	年	月

* 5%増額型選択の場合は10年保証期間付終身年金を選択した場合、10年保証期間満了後の10年間は5%増額型となります。

MY使用権 本人承認書類 あり なし 戸籍謄本 あり なし


当受社印 法受社印 積立金印

72103 20.05

13

② 個人番号(マイナンバー) 申告書

※2023年10月以降、新用紙に変更



個人番号(マイナンバー) 申告書

明治安田生命保険相互会社 御中 提出日 年 月 日

明治安田生命保険相互会社(以下、保険会社)が保険取引に関する支払調書作成事務に利用するために、添付書類に記載されているとおり、個人番号(マイナンバー)を申告いたします。
なお、この個人番号(マイナンバー)申告書(添付書類を含む、以下「申告書」)を提出後、個人番号(マイナンバー)を保管する必要性がなくなった場合(支払調書作成対象外と判明した場合など)には、申告書は保険会社にて廃棄・マスキング等の適切な処理をしていただくようお願いいたします。

契約者記入欄

団体番号	一般型	3 2 - 9	-	4 -	組合員 番 号
	個年型	3 2 - 9	-	5 -	

加入者 様 補助コード
カナ氏名

受取人記入欄

ご請求事由 右記いずれかに
 してください。 払出 脱退または払込満了 死亡脱退

死亡された加入者様の個人番号

受取人(委任)署名欄	フリガナ	<input type="text"/>	生年月日	<input type="text"/> (大正) <input type="text"/> (昭和) <input type="text"/> (平成) 年 月 日
	氏名 ※目録	<input type="text"/>		
	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		

提出資料を下記いずれかにチェック してください ※下記イラストはイメージですので、実物と相違する場合があります。

受取人個人番号確認書類

①「個人番号カード(裏面)」のコピー


- カードの外枠に沿って切り取り、右の「貼付欄」に貼り付けてください

②「通知カード」のコピー

- カードの外枠に沿って切り取り、右の「貼付欄」に貼り付けてください

③ 個人番号記載「住民票」の写し 申告書には貼付せずに、当申告書と一緒に提出ください。

個人番号 1234 5678 9012



通知カード

個人番号 1234 5678 9012
 氏名 ※※※※※※※※
 住所 △県○市口町1-1-1
 生年月日 平成×年×月×日
 性別 女

[MY使用欄]

請求受取	添付書類	Y
------	------	---

04B年Y	一時金
-------	-----

生計変更日付	預年G受取日付
--------	---------

11 保年年限1年 ⑧72103 20.05

※②「通知カード」についての注意点は、給付金請求書の記入例をご確認ください。

③ 一時積み増し・退職時一時積み増し申込書

JAM 共済 御中
積立年金共済 一時積み増し・退職時一時積み増し 申込書 本部控

※申込については何れかに必ず〇印をして下さい。

私共は、積立年金共済の一般型一時積み増しを下記の通り申し込みます。
 6枚複写となっておりますので
 ボールペンで強くご記入下さい。

地域名 _____ 申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

組合名 _____

地域・組合コード (団体番号) 3 2 9 地域コード _____ 組合コード _____ 4

組合員番号 _____ 勤務所コード _____

(カタカナ) 氏名 _____ 性別 1. 男 3. 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 5. 女 5. 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____ 部・府 道・県 _____ 市 郡・区 _____
 住所 _____ 電話番号 _____ 市外 _____ 局番 _____ 番号 _____

一時積み増し申込金額 _____ 万円 振込予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

入金日 (JAM本部記入欄) _____ 年 _____ 月 _____ 日

注) 送金先は、6枚目の本人控をご確認の上、お振り込み下さい。
 組合は、5枚目の組合控を保存し、上4枚を地方JAMへ送付して下さい。
 地方JAMは、4枚目の地方JAM控を保存し、上3枚を本部へ送付して下さい。

NSK 19.2.6000

※令和元年より枠線が青になりました。茶色の旧用紙は無効ですのでご注意ください。

④ 給付金お支払明細書

MEIJIYASUBAI LIFE INSURANCE COMPANY
 郵便はがき 親展 積立年金給付金お支払明細書

作成日 2023年4月3日

料金後納 郵便

お支払日 2023年4月7日
 お支払金額 ※1 2,670,016円
 お支払金額に対する保険料 2,537,593円
 異動事由 お支払区分 脱退 一時金

（ご契約内容）
 団体番号 32-
 団体名 労働組合
 ご加入者番号 (0000) 000
 ご加入者名

（お支払方法）
 送金区分 銀行振込
 金融機関名
 支店名
 □ 口座番号 普通
 □ 口座名義人

※お客様のご個人情報保護のため、口座番号（通帳番号）の下3桁は*で表示しております。
 ご申告の際は、この明細書をご使用ください。

お支払日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お支払金額 _____ 円 ① ←受け取り一時金

お支払金額に対する保険料 _____ 円 ② ←既払込保険料

異動事由 お支払区分 脱退 一時金

一時所得の課税対象額 = (受け取り一時金① - 既払込保険料② - 50万円) × 1/2
 (上記計算式は、他に一時所得の対象となる収入が無い場合のものです。)

⑤ 据置年金のご通知

作成日 2023年 4月 2日

据置年金のご通知

親展

〒1771-0033
東京都豊島区新田3-35-1
明治安田生命保険相互会社
積立年金G
TEL 0120-310-571

〒
[Redacted]
[Redacted]

利金後納郵便

〒
[Redacted]
[Redacted]

ご加入者 [Redacted] 様

団体名 [Redacted]

団体No. 32-[Redacted] 0000

被保険者No. 0000-[Redacted]

年金支払開始日	年金型	年金種類	支払期間	保証期間
2023年 5月 15日	定額	確定	10年	10年

2023年 4月 2日 (据置開始日) の積立金額 2,107,688円 (既払込保険料 1,631,100円)

送金区分	銀行
金額欄別名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
預金種目	普通
口座番号	[Redacted]
口座名義	[Redacted]

お知らせ

1. お届け頂いております住所・ご指定口座等に相違または変更がありましたら、前ページの『変更通知』にて当社までご通知下さいますようお願い申し上げます。

2. 年金証書は、年金払い開始時期の発行となっておりますので現在は、発行されません。この旨予めご了承のほどお願い申し上げます。

〒1771-0033
東京都豊島区新田3-35-1
明治安田生命保険相互会社
積立年金G
TEL 0120-310-571

団体名 [Redacted]

団体No. 32-[Redacted] 0000

被保険者No. 0000-[Redacted]

通しNo. 000001

⑦ 据置中の年金のお支払い開始について

料金後納
郵便

〒 [redacted]
[redacted]
[redacted]

据置中の年金のお支払い開始について

ご加入者 [redacted] 様

団体名 [redacted]

団体No. 32-[redacted] 0000

被保険者No. 000000-[redacted]

明治安田生命保険相互会社

作成日 2023年 4月 6日

親展

様

〒1171-0033
東京都豊島区高田3-35-1
明治安田生命保険相互会社
積立年金G
TEL 0120-310-571

団体名 [redacted]

団体No. 32-[redacted] 0000

被保険者No. 000000-[redacted]

据置年金支払開始通知 通しNo. 00017

年金支払開始日	年金型	年金種類	支払期間	保証期間
2023年 7月 15日	定額	確定	10年	10年

送金区分	銀行
金融機関名	[redacted]
支店名	[redacted]
預金種目	普通 口座番号 [redacted]
口座名義	[redacted]

お知らせ

1. お届け頂いております住所・ご指定口座等に相違または変更がありましたら、前ページの『変更通知』にて当社までご通知下さいますようお願い申し上げます。

2. 年金証書は、上記年金支払い開始日頃に作成しご送付致しますのでご了承の程お願い申し上げます。

なお、郵送につき年金支払開始日以降前後して到着の際は、ご返却願いますようお願い申し上げます。

⑧ 年金開始のお知らせ

積立年金の年金開始のお知らせ 作成日 2023年 5月 11日

拝啓 日頃は格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。
さて、積立年金の年金開始における手続きが完了いたしましたので下記のとおりお知らせ申し上げます。
また、年金歳入、年金のお取りを封鎖させていただいておりますので大切に保管していただきますようお願い申し上げます。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具 明治安田生命保険相互会社 積立年金G TEL 0120-310-571

3. ご契約の内容

- 団体名
- 証書番号
- 被保険者名
- 団体番号 32-9
- 被保険者番号

年金第一回支払日	元金総額	元金合計	年金支払総額	基本年金月額
2020年 2月 15日	5,467,094	5,931,900	3,812,871	32,955

年金のタイプ 積立型 支払期間 年金の支払回数 10年 3か月

確定年金 1.5年 1.5年 定期型 年 4回 3か月

年金支払日 2024年 1月 15日

(注) ①積立金額が年金歳入となります。 ②支払保険料総額は年金歳入のもとになった保険料です。 ③年金支払員は総額は年金お支払期間に基づき計算された金額です。(所得税法施行令第183条)

4. 年金歳入表

年次	年次	3月	6月	9月	12月	合計	平均戻率
1	2020年	98865	98865	98865	98865	395460	
2	2021年	98865	98865	98865	98865	395460	
3	2022年	98865	98865	98865	98865	395460	
4	2023年	98865	98865	98865	98865	395460	
5	2024年	98865	98865	98865	98865	395460	
6	2025年	98865	98865	98865	98865	395460	
7	2026年	98865	98865	98865	98865	395460	
8	2027年	98865	98865	98865	98865	395460	
9	2028年	98865	98865	98865	98865	395460	
10	2029年	98865	98865	98865	98865	395460	
11	2030年	98865	98865	98865	98865	395460	
12	2031年	98865	98865	98865	98865	395460	
13	2032年	98865	98865	98865	98865	395460	
14	2033年	98865	98865	98865	98865	395460	
15	2034年	98865	98865	98865	98865	395460	

(年金支払員総額: 5,931,900)

(お知らせ)
1. この表は支払員総額を表示しております。(配当金は含まれておりません。)
2. 表に記載された金額は源泉徴収額であり、実際にお支払いする金額とは異なることがあります。

FYF97F16 2 05110002 FYF97F18 497 01130497

⑨ 年金証書

証書番号 02-
団体番号 32- (契約者)
被保険者番号 00000000 年金受取人
保険種類 拠出型企業年金保険 継続受取人

引受保険会社一覧

- 生命保険相互会社 年金年額 ****41,640円
- 生命保険株式会社 ****17,680円
- 生命保険株式会社 ****23,784円
- 生命保険相互会社 ****53,148円
- 生命保険相互会社 ****33,084円
- 生命保険相互会社 ****15,060円

年金年額 *****168,396 円
年金の種類 確定年金
支払期間 10年 (繰上り繰下り) *****年
年金の型 定額型
年金の支払方法 年4回払 毎年 1.4.7.10月
年金設定日 令和5年9月12日
年金支払期日(第一回年金支払日) 令和5年10月15日

当会社は団体(契約者)との間に締結した上記契約にもつき年金をお支払いいたします。

令和5年9月16日作成

計6社

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命保険相互会社

社長 ●●●●

整理№ 1

この保険契約は共同取組契約であり、当社が上に記載した保険会社の委任を受けて年金の支払、保全事務を行ないます。左記年金年額の内訳は上記年金年額の通りであり、各引受保険会社はそれぞれの年金年額に応じて保険契約上の責任を負います。

⑩ 年金のしおり



⑪ 生命保険料控除証明書

郵便はがき

親展
(生命保険料控除証明書)

JAM 積立年金共済
生命保険料控除証明資料のご通知
積立年金制度の年末調整用証明書としてご使用下さい。
尚、証明書は制度元明治安田生命よりの発行となっております。

組合コード [REDACTED]
組合名 [REDACTED]
勤務所コード 000000000 [REDACTED]

様

32-9 [REDACTED] - [REDACTED] - [REDACTED] 0000740802
(お取扱) 105-0014 東京都港区芝2-20-12 87
28001
35801

JAM共済
TEL 03-3452-5601
明治安田生命保険相互会社
積立年金G
東京都豊島区高田3-35-1 〒171-0033

*ご案内は内筒にあります。ここからゆっくりはがしてください。
*万一雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

生命保険料控除証明書

ご契約者 [REDACTED] 様

ご加入者 [REDACTED] 様
加入者番号 00000 [REDACTED] [個人年金用・*兼用]
補助コード 0000 所属コード 0000 [REDACTED]

年金お受取人	[REDACTED] 様
お受取人の生年月日	S [REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日 証券番号 32 [REDACTED]
年金種別	拠出型企業年金保険 * 企業年金共済
年金支払開始日	R10年5月15日
保険料払込期間	29年
年金支払期間	10年
申告年	2年
個人年金保険料(a)	608,910円
円配当金(b)	0円
個人年金証明書(a+b)	608,910円
ご契約年月日	H4年10月1日
一般生命保険料(c)	0円
円一般証明書(c)	0円

2年9月までのお払込額を上記のとおり証明します。
(但し、現在 払込継続中・払込停止)

ご参考 証明月以降本年度中に12月分までの保険料をお払込の場合、申告額は下記のとおりとなります。

年額保険料	個人年金保険料	611,880円	一般生命保険料	0円
-------	---------	----------	---------	----

証明日 R5年9月17日

明治安田生命保険相互会社

⑭ MYセカンドライフ応援ネット

2020年3月より明治安田生命保険相互会社が提供する新サービスがスタートしました。

JAM積立年金共済を年金受給中の方の無料電話相談サービスです。相談内容は ①健康・医療相談、②介護相談、③FP（ファイナンシャルプラン）相談、④終活相談の4種類です。

尚、ご相談にあたり紹介した介護施設や葬儀などのサービスをご利用の際は、そのご利用のサービスは有料となります。

また、付属の資料請求ハガキで、①～④に関する冊子やセミナーの情報をご希望される受給者に提供しています。詳細は年金受給前に送付される文書やチラシでご案内いたします。

「MYセカンドライフ応援ネットサービス」のご利用期間は、JAM積立年金共済の年金支払開始月から終了月の末日までとなります。

一時金で受け取る方は、ご利用できませんのでご注意ください。

チラシ（裏面に借款の記載がある。）

★ご注意点★

この他に案内文書や資料請求用ハガキ等が同封され、郵送となります。「共済給付金請求書」を提出後は、各種通知と同様に「JAM」ではなく「明治安田生命」から届きますのでご注意ください。

携行カード

※この制度はJAMが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

<委託生命保険会社・2023年2月1日現在>

明治安田生命 太陽生命 富国生命 第一生命 日本生命

※「生命保険契約者保護機構」について

委託生命保険会社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。生命保険会社が経営破綻に陥った場合、原則として保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。しかしながら、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等の削減、契約条件の算定基礎となる予定利率等の変更、早期解約控除制度の導入等が行われる可能性があります。